

共創型ものづくり等支援事業 F A Q

1 総論

	質 問	回 答
1	昨年度実施した、「中小企業共同型ものづくり支援事業」や、「企業連携型ビジネス創出支援事業」との違いは何か。	まず、昨年度の各事業の趣旨ですが、「中小企業共同型ものづくり支援事業」は複数企業で機械設備や情報等の共有化を目指したもので、「企業連携型ビジネス創出支援事業」は複数企業の強みの融合等による、新ビジネスの創出を目指したものです。今年度の「共創型ものづくり等支援事業」はこの2事業を再編統合し、総合的に支援するものです。すなわち、企業同士があらゆる経営資源(工場、工作機械などのハード資源や、技術(ノウハウ)、ネットワークなどのソフト資源)を共有化することで、企業間連携ビジネスの創出を図る取組を支援します。

2 応募資格関連

	質 問	回 答
1	いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、「①：A社」、「②：B社」、「③：B社の子会社であるC社」で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付対象企業の資格を満たしている場合でも、グループを構成する企業が親会社・子会社の関係にある場合は、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。すなわち、補助金交付対象は「①：A社」と、「②：B社 又は ③：B社の子会社であるC社のいずれか1社」となります。
2	これから起業する個人の申請は可能か。	申請可能です。交付申請時には住民票の写しを提出いただき、交付決定日までに、個人事業主の場合は開業後に開業届控の写しを、法人の場合は法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。
3	様式及び添付書類は、各構成企業が別々に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、必ずしも代表企業が取りまとめる必要はなく、各構成企業が別々に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので、御注意願います。
4	本社が大阪で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。ただし、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控により所在が確認できることが要件です。
5	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点(研究施設や工場)が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は申請できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。

6	<p>常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいか。</p>	<p>申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。</p>
---	-----------------------------------	--

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	<p>外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。</p>	<p>領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。</p>
2	<p>経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。</p>	<p>土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。また、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものについても15%となります。これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2となります。</p> <p>なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。</p>
3	<p>令和4年4月1日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となるか。</p>	<p>令和4年4月1日以降に発注・契約を行ったものであれば、交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了したのもも補助対象となります。また、事前着手日から交付決定日までに本事業に従事した直接人件費も補助対象となります。</p>

※その他御不明な点があれば、相談窓口・申請先に御相談ください。